

## 公益社団法人広島県建築士会及び一般社団法人広島県木材組合連合会 との「建築物の木材利用促進に関する協定」の締結について

### 1 要旨

広島県は、公益社団法人広島県建築士会（以下、「県建築士会」という。）及び一般社団法人広島県木材組合連合会（以下、「県木連」という。）と、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「建築物木材利用促進協定制度」を活用し、3者で協定を締結する。

### 2 締結の相手方

公益社団法人広島県建築士会	会長	井本 健一
一般社団法人広島県木材組合連合会	会長	竹内 徳將

### 3 協定締結日等

- (1) 日 時：令和6年4月23日（火）14時から
- (2) 場 所：広島県庁北館第1会議室

### 4 協定の内容

- (1) 県建築士会は、木造建築物の設計や施工に係る技術者の育成に取り組む。
- (2) 県木連は、県建築士会が行う技術者育成の取組に協力するとともに、広島県産材の安定供給及び利用促進に取り組む。
- (3) 県建築士会と県木連は、木造建築物の普及啓発に努める。
- (4) 広島県は両者に対し、技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、本協定に基づく両者の取組を積極的に広報する。

### 5 期待される効果

本協定に基づき、各団体が相互に協力して、木造建築に精通した建築士の育成が図られ、県産材の安定供給が進むことで、建築物の木造・木質化が促進され、県産材の一層の利用拡大が期待される。

#### （参考）：これまでの締結実績

令和5年4月26日に、株式会社ひろぎんホールディングスと本県第一号となる協定を締結し、同年12月には、構造材、内装及び椅子等に県産材を利用した広島銀行の新店舗が三次市にオープンした。